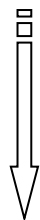


保存樹木等の指定にあたって

板橋区は、残された自然環境の保存と損なわれた自然を回復するため「東京都板橋区緑化の推進に関する条例」に基づき保存樹木等を指定しています。現在区内には約 1600 本の保存樹木と、21 箇所の保存樹林竹林、47 箇所の保存生垣があり、みどり豊かなまちづくりに寄与しています。

①指定までの手続き

- 【事前調査】 担当職員が、指定基準を満たして保存樹木等としてふさわしいか調査します。
また、将来にわたって保存する意思があることを確認させていただきます。
指定する場合は同意書の提出をお願いします。



<指定基準>

保存樹木	高さ 1.5m で幹周 1.2m 以上
保存生垣	長さ 20m 以上
保存樹林	300 m ² 以上
保存竹林	200 m ² 以上

【同意書】 保存樹木等指定同意書

添付書類：土地登記簿謄本又は、固定資産税・都市計画税納税通知書等、樹木のある土地の所有者がわかる書類（コピー可）
※共有者あり、区分所有、借地権などは別途書類が必要です。



【指定決定】 保存樹木等指定通知書



【告示】 種別、指定番号、樹種、形状、樹木の所在地を告示します。



【標識設置】 種別、指定番号、樹種を表示した標識を樹木等に設置します。

②保存樹木に指定されると・・・

■所有権、管理責任は所有者の方にあります。

- ・所有者は、災害時の応急措置以外は伐採できません。（伐採＝根元から切り倒すこと）
- ・通常の剪定はできますが、**保存樹木にふさわしい樹形を保ってください。**
- ・幹折、落枝、幹腐れによる事故がないよう、点検、管理をお願いします。

■区は、管理にかかる経費の一部を助成するなどのお手伝いができます。

管理経費助成、剪定経費助成、工事助成 他。

詳細につきましては裏面に記載のある連絡先にお問い合わせください。

■届出が必要な場合

- ・樹木が枯れたとき → 14 日以内に届出
- ・土地の譲渡（売却） → 譲渡の 30 日前までに届出
- ・所有者氏名の変更 → 14 日以内に届出
（相続・社名変更） ※所有者が分かる書類を添付

■指定を解除できる場合 ※所有者ご本人がお申し出ください。

- ・樹木が枯れたとき → 14 日以内に届出
 - ・樹木のある土地の利用に支障が生ずるとき
 - ・国や地方自治体の管理になるとき
- 指定解除申請

保存樹木等管理助成

保存樹木など民有地の緑は、それぞれの所有者の方に管理していただいています。板橋区では、管理経費の一部を助成するなどのお手伝いをしています。これからも、地域みなさんから愛される貴重な緑として将来にわたって保存していただくよう、助成制度をご活用ください。

1 管理経費助成（板橋区保存樹木等管理助成要綱）

年間管理に必要な経費の一部として助成します。

○保存樹木・・・1本当たり 年 3,000 円

○保存樹林、保存竹林・固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額 上限 90 万円

○保存生けがき・・・1 m 当たり 年 200 円

2 剪定経費助成（板橋区保存樹木等管理助成要綱）

保存樹木の剪定経費（樹木医による診断等も含む）について半額を助成します。ただし次の額を上限とします。

○幹周 180cm 未満・・・限度額 25,000 円

○幹周 180cm 以上 240 cm 未満・・・限度額 60,000 円

○幹周 240cm 以上・・・限度額 100,000 円

※一所有者当たり年間上限額は 45 万円です。

※同一樹木の申請は 3 年以上の経過が必要です。

3 工事助成（板橋区保存樹木等管理助成要綱）

保存樹木が幹折れ、落枝、幹腐れ等により周辺住家等に著しい影響を与える恐れのある場合、区が安全のために枯れ枝等の除去を行います。

※その他、保存樹木等に起因する事故が起きた場合、特別区自治体賠償責任保険の補償対象となる場合があります。万一の事故が発生した場合はご連絡下さい。（事故の内容により補償対象外の場合もあります。）

問い合わせ先 板橋区みどりと公園課みどり推進係

☎03-3579-2533（直通）

FAX 03-3579-2547

〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1（本庁舎南館 5 階）